

水俣病のマイクオフ問題 元事務方トップが語る環境省の「原点」とは

有料記事

聞き手・富田 洸平 2024年6月22日 16時30分



小林光・元環境事務次官。長野県茅野市の八ヶ岳のふもとにエコハウスを建てて活動拠点にしている



水俣病患者らの団体と伊藤信太郎環境相の5月の懇談で、マイクの音声が切られた。伊藤環境相は謝罪し「水俣病は環境省の原点」と語った。環境省はこれから原点にどう向き合っていくべきなのか。事務方トップを務め患者らの団体との協議にも関わった小林光・元環境事務次官(74)に聞いた。

「水俣病は環境問題の典型です。海や川に流して薄めたはずのメチル水銀が、食物連鎖を経て濃縮され人に戻ってくる。環境を介した被害です。メチル水銀は塩化ビニールやプラスチック製品の可塑(かそ)剤を製造する過程で出てきます。水俣病の発生が確認されてからも排出は続きました。

経済活動を優先させた結果、人や環境に大きな被害をもたらしました」

「原因企業であるチッソが排出をやめたのは1968年。水俣病の公式確認から12年かかりました。その間にも被害は拡大し、新潟水俣病も発生しました。科学的知見が足りなかった面もありますが、当時の厚生省や通商産業省といった既存の行政の枠組みでは規制までたどり着きませんでした」

「排出をやめてから3年後の71年に、環境省の前身である環境庁が発足しました。今までの行政では対応できなかった公害などをなくすことが第一の任務です。水俣病を反省し、二度と起こさない仕組みをつくる。それは環境省の原点です。世間から強い期待がありましたし、入庁する職員も公害をなくしたいという気持ちだったと思います」

「74年に施行された公害健康被害補償法は、高額補償の人だけが対象になっている面があります。訴訟が続き、95年には村山富市政権が一時金を支払う政治決着を図りました。その後、2004年

には最高裁で、より幅広い症状(病像)の人についても水俣病として認める判決が出ました。3千人を超える訴訟も起きました」

「行政としては制度をつくるにあたり、賠償するに値するような不都合があるかどうかが大事です。そうでなければ納税者の納得は得られません。そのうえで、ほぼ間違いない程度まで補償し、それが間違っていれば裁判で救うというのが正しい方法だと思います。一方で、それまでの政治や行政の動きは、お金や病像といった事柄に問題を矮小(わいしょう)化してしまっていたと感じています」

100回以上訪ねた現地

「私自身が特に関わったのは、09年に成立した水俣病被害者救済法(特措法)です。総合環境政策局長や環境事務次官を務めていたことで、熊本県や新潟県を計100回以上訪ねました。患者さんらの話をとにかく聞く。水俣病かもしれないと思っても声を上げられない人、地域社会の再生を願う人、症状を和らげてほしい人——。患者さんらには多様な悩みがありました。お金では解決できない問題です。そうした悩みの解決には、社会的に信頼される法的仕組みが必要です。特措法では約3万8千人が一時金や被害者手帳の交付対象になりました。それだけでなく、地域の福祉の充実や経済振興も明示しました」

「現地を訪ねるのは患者団体との交渉ごともありましたが、透明性を高めるという意味もありました。予定表を配り、次に国がどんなことをするのかオープンにしていました。やはり疑心暗鬼をなくしたい。信用や納得はしてもらえなくても仕方ないですが、理解はしてもらうことも大事だと思っていました」

「患者や被害者として認定を求める方はなおいます。水俣病の研究や診療に尽力した故・原田正純医師がまだ元気だった頃、ご自宅で話したことがあります。なにが大事か聞くと、原田医師は『胎児性水俣病の患者さんのこれからだ』と答えました。胎児性水俣病の患者さんの親世代は亡くなっていく。その後、誰が手助けをするのかとても心配されていました。ほかにも、治療薬の開発や地域の健康管理、原因企業のチッソのファイナンスなど残された課題はたくさんありました。現場に即して継続的に取り組むことが重要です」

「5月の慰霊祭後の懇談で時間制限をし、マイクのスイッチを切ったのは、多くの団体の意見を平等に聞かなければならないという思いが環境省側にあったのではないかと推察します。ただ、公平性や役所のルールに拘泥しすぎた。本当に守るべきルールではなかったんだと思います。環境相が生声を聞くことが最も大事なことです。国は加害者です。環境省として親身になり、話を聞き、できることがあればしていく姿勢を持ち続けてほしいと願っています」(聞き手・富田洸平)

小林 光さん

こばやし・ひかる 1949年生まれ。東京大学先端科学技術研究センター研究顧問。73年に旧環境庁(現・環境省)入庁。2009～11年、環境事務次官。

水俣病

チッソ水俣工場(熊本県水俣市)の廃水に含まれたメチル水銀が原因。新潟水俣病や四日市ぜんそく、イタイイタイ病と共に「四大公害病」と呼ばれる。

1956年5月、水俣保健所に届けられたものが初の公式確認とされる。感覚障害やふらつきといった運動失調、見える範囲が狭くなる視野狭窄(きょうさく)などの症状がある。根本的な治療法は見つかっていない。

患者かどうかは熊本県と鹿児島県が国の基準などをもとに認定する。2013年の最高裁判決は感覚障害だけでも認定できるとしたが、国は複数症状の組み合わせを事実上必要とする1977年の基準を現在も重視している。3万3千人近い申請者のうち2022年11月末までの認定患者は2284人で、このうち生存者は254人。

新潟水俣病は65年に公式確認された。昭和電工鹿瀬工場(新潟県阿賀町)がメチル水銀を含む廃水を阿賀野川に流し、汚染された魚を食べた住民らが発症した。

水俣病をめぐる主な出来事

1932年 チッソの前身の日本窒素肥料水俣工場がプラスチック可塑(かそ)剤の中間原料であるアセトアルデヒドの生産を開始。製造過程で出るメチル水銀を含む廃水を水俣湾に放出

50年ごろ 水俣湾沿岸部で猫や鳥の変死など異変発生

56年5月 水俣病の公式確認。チッソ付属病院長が水俣保健所に「原因不明の脳症状患者入院」を報告。11月に熊本大研究班が、チッソの廃水が汚染源と推測されると報告

59年 当時の厚生省はすべての魚介類が有毒化している根拠が認められないとし、熊本県は漁獲禁止を見送り

10月 チッソ付属病院が猫を使った実験で工場廃水が原因と特定するも公表せず

62年11月 胎児性水俣病患者の公式確認

63年2月 熊本大研究班がメチル水銀が原因物質だと発表

65年5月 新潟水俣病(第二水俣病)の公式確認。67年、新潟水俣病患者、家族が昭和電工を相手取り提訴。

68年5月 チッソ水俣工場がアセトアルデヒドの製造停止。9月に政府が水俣病についてメチル水銀化合物が原因と発表。公害病と認定

69年6月 水俣病第1次訴訟提起。73年に原告の患者、家族が勝訴

71年7月 環境庁発足

74年 公害健康被害補償法(公健法)施行

77年 水俣湾で公害防止事業に着手

88年 チッソ元社長、元工場長の業務上過失致死罪での有罪が確定

90年 水俣湾の水銀ヘドロの埋め立て工事完了

95年 未認定患者救済の最終解決策が閣議決定。第1の政治決着

97年7月 熊本県が「水俣湾の安全宣言」

2004年 最高裁判決で被害拡大を防止できなかった国と熊本県の責任が確定

09年 水俣病被害者救済法(特措法)が成立。第2の政治決着

17年 「水銀に関する水俣条約」発効